

仕様書

第八管区海上保安本部総務部経理課

- 1 件名 鳥取海上保安署空調機2台ほか1点借上
- 2 借入場所 鳥取海上保安署（住所 鳥取県鳥取市港町7）
- 3 契約期間 契約日から令和8年10月19日まで（設置及び撤去日を含む）
（借上期間 令和8年7月1日から令和8年10月10日まで 102日間）
- 4 借入物品 ①空調機（エアコン）2台、②排熱レス型スポットクーラー2台
 - (1) 内訳
 - ①床置き型（三相200V3馬力相当） 2台
 - ②クールキャノンGNE500又は同等品 2台
 - (2) 付属
 - ①は室内機と室外機をセットとし、冷媒管、ドレン管及びポンプを含む。
 - (3) その他事項
 - ①は温度、風量調整機能付きで、リモコン（ワイヤード・ワイレスどちらでも可）により操作が可能であること。
- 5 設置場所
 - ① 2階事務室 2台
 - ② 2階署長室及び運用司令室 各1台
- 6 設置方法
 - (1) 取付場所に応じた適切な材料を受注者が用意のうえ、安定保持、脱落防止に最大限配慮のうえ、強固に取り付けること。
 - (2) 空調で使用する電気は、庁舎屋外の主電盤から分配し給電してよい。なお、分配する場合は、漏電遮断器を受注者負担にて取付けること。
 - (3) 配線は、屋外ころがし配線（PF管により保護）とし、外壁による敷設が生じる場合は、屋上と地上の手摺や配管などに仮留めすること。
（参考）配線距離…電源盤から地上室外機設置場所までの単純距離 約90m
 - (4) 詳細な設置位置は、現場において監督職員と調整のうえ行うものとする。
 - (5) 排熱ダクト用パネル設置の窓にあっては、窓ストッパーを設置のうえ開閉できないよう取り付けること。
 - (6) 室外機は原則、1階地上庁舎裏に設置すること。
- 7 検査について
借上期間終了後、完了届を提出し、検査職員の検査合格により履行完了とする。

8 支払いについて

支払いは、履行完了後一括払いとする。

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

9 その他

(1) 機器設置後、試運転・調整を行い、作動の良態を確認すること。

(2) 借入期間中、設置機器に不具合が生じた場合は、直ちに修理、交換等の対応を行うこと。

(3) 本件契約は、借上機器の設置、電源の接続、撤去を含む。

(4) 疑義を生じた場合は、監督職員と協議すること。

10 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部 総務部経理課 施設係

0773-76-4100 (内線2227)